

秋田市上下水道局告示第 7 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
フジヒロ株式会社	佐 藤 正 博	秋田県由利本荘市 東由利黒淵字森ノ 越128番 1	令和 7 年10月 5 日